2008年 2月 1日

県政モニター制度

★県政モニター制度とは

　福岡県内にお住まいの方からモニターを公募し、県政に関する意見・要望等を約１年間にわたり継続して聴かせていただくことで、県民の皆さんの関心や意向を把握し、県政の効率的で合理的な運営に役立てていこうという制度です。ここでは制度の概要についてご案内します。

◆モニターの選定は？

　県内にお住まいの１８歳以上の方（ただし、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、県政モニター経験後２年以内の方を除く）を対象に公募し、性別、年齢等のバランスを考慮して一般コース、インターネットコース合わせて２５０人を選定しています。

◆仕事の内容は？

　アンケートへの回答、テーマ通信（設定された県政の課題等についてのご意見の提出）、そのほか、県政に対する提案等を、随時提出していただきます。

　なお、通信方法に方法により、**一般コース**（郵送による回答・提案）と**インターネットコース**（電子メールによる回答・提案）の２つのコースがありますので、どちらか希望のコースをお選びいただきます。

◆活動の様子は？

　「県政モニター報告書」として活動の状況を公表しています。県庁などで県民の方に配布するほか、このホームページでもご覧いただけます。

→　平成１８年度県政モニター報告書

◆応募方法は？

募集時期になりましたら、県のホームページのほか、全戸配布広報紙「福岡県だより」などでお知らせすることにしています。現在、平成２０年度の県政モニターを募集しております。詳しくはこちらをご覧ください。

「広聴事業の案内」のページへ

「県民の声」のページへ

〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園7番7号　交通アクセス
代表電話：092-651-1111（各所属の電話番号は　電話・メールアドレス一覧 から）
ホームページづくりに関するご意見やお問い合わせ等は ホームページ管理者 へ

Copyright (C) 2005 Fukuoka Prefecture.All rights reserved.